会計年度任用職員の施行状況等に関する調査結果について



令和7年1月14日

総務省自治行政局公務員部

- 1. 臨時・非常勤職員の任用件数
- 〇 臨時・非常勤職員数 (※) は74.2万人で、令和5年度に実施した「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」 (令和5年4月1日時点) における74.3万人から0.03万人(0.04%) 減少。
 - (※) 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上の職員が対象

区分		計.		(参考) 令和5年度「会計年度任用職員制 度の施行状況等に関する調査」との比較			
				計	増減数	増減割合	
任用	会計年度任用職員	661,368	(89.1%)	661,901	▲ 533	▲0.1%	
根	臨時的任用職員	76,016	(10.2%)	76,044	▲ 28	▲0.04%	
拠 別	特別職非常勤職員	5,040	(0.7%)	4,780	260	5.4%	
	総数	742,424	(100.0%)	742,725	▲ 301	▲0.04%	
	都道府県	176,687	(23.8%)	178,041	▲ 1,354	▲0.8%	
寸	市区町村等	565,737	(76.2%)	564,684	1,053	0.2%	
体区	指定都市	76,713	(10.3%)	79,022	▲ 2,309	▲2.9%	
分	市区	387,629	(52.2%)	384,415	3,214	0.8%	
別	町村	85,197	(11.5%)	85,230	▲ 33	▲0.04%	
	一部事務組合等	16,198	(2.2%)	16,017	181	1.1%	

参考	:
任用期間6月未満 時間が19時間25	
319,700	(70.6%)
11,063	(2.4%)
121,934	(27.0%)
452,697	(100.0%)
122,402	(27.0%)
330,295	(73.0%)
71,079	(15.7%)
219,896	(48.6%)
36,298	(8.0%)
3,022	(0.7%)

2. 会計年度任用職員の任用状況

(1)総数

72,030 (10.9%) 66万人 パートタイム 589,338 (89.1%) ○ 会計年度任用職員の総数は66.1万人で、そのうち、フルタイムで 任用されている職員は7.2万人で全体の10.9%、パートタイムで 任用されている職員は58.9万人で全体の89.1%を占めている。

フルタイム:

1週間当たりの通常の勤務時間が<u>常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの</u> 通常の勤務時間と同一の時間である者

パートタイム:

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの 通常の勤務時間に比べ短い時間である者

(単位:人、割合)

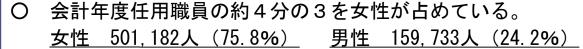
任 用 区 分	人数
会計年度任用職員	661, 368 (100.0%)
フルタイム	72, 030 (10. 9%)
パートタイム	589, 338 (89. 1%)

2. 会計年度任用職員の任用状況

(2)性別

男性 24.2% 女性 75.8%

(3)職種別



※性別不明(453人)の回答も含んでいるため、男女の合計が総数と一致しない。

○ 会計年度任用職員の約3割が「一般事務職員」であり、次いで 「技能労務職員」、「保育所保育士」が多くなっている。

「一般事務職員」:事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者をいう。

「技能労務職員」:給食調理員を含む技能・労務系の職務を行う者をいう。

その他	一般事務職員
26.1%	32.6%
医療技術員	
放課後 児童支援員 ^{2.7%} 図書館職員 2.8%	13.8%
看護師 3.9%	
教育業務支援員 4.5% 8.5	技能労務職員
教員·講師 保育所	保育士

				(単位:人)
	会計年度任	用職員		
区分		構成比	フルタイム	パートタイム
一般事務職員	215,422	32.6%	19,836	195,586
技能労務職員	90,999	13.8%	11,267	79,732
保育所保育士	56,347	8.5%	14,948	41,399
教員·講師	32,077	4.9%	2,576	29,501
教育業務支援員	25,533	3.9%	378	25,155
看護師	19,308	2.9%	3,260	16,048
図書館職員	18,430	2.8%	1,237	17,193
放課後児童支援員	18,038	2.7%	519	17,519
医療技術員	12,194	1.8%	2,017	10,177
その他	173,020	26.1%	15,992	157,028
合 計	661,368	100.0%	72,030	589,338

- 2. 会計年度任用職員の任用状況
- (4) 団体区分別・職種別の状況
 - 団体区分別では、市区が38.3万人(57.9%)で最も多く、次いで都道府県が11.3万人(17.0%)、 町村が8.4万人(12.7%)、指定都市が6.6万人(10.0%)となっている。
 - 全ての団体区分で「一般事務職員」が最も多くなっている。 次いで、都道府県では「技能労務職員」、「教員・講師」が多く、指定都市・市区・町村では「技能 労務職員」、「保育所保育士」が多い。

		1				1					<u> </u>
区	分	一般事務 職員	技能労務 職員	保育所 保育士	教員 •講師	教育業務 支援員	看護師	図書館 職員	放課後 児童支援員	医療 技術員	その他
都道府県	112, 659 (17. 0%)	48, 302	13, 504	20	8, 512	2, 298	3, 612	1, 281	0	2, 277	32, 853
市区町村等	548, 709 (83. 0%)	167, 120	77, 495	56, 327	23, 565	23, 235	15, 696	17, 149	18, 038	9, 917	140, 167
指定都市	66, 065 (10. 0%)	26, 066	7, 647	6, 551	1, 858	2, 455	1, 204	2, 227	1, 792	1, 273	14, 992
市区	382, 746 (57. 9%)	113, 284	51, 026	39, 877	16, 628	15, 751	10, 745	12, 235	13, 712	7, 213	102, 275
町村	83, 802 (12. 7%)	22, 195	15, 328	9, 862	5, 035	4, 995	1, 862	2, 671	2, 528	926	18, 400
一部事務 組合等	16, 096 (2. 4%)	5, 575	3, 494	37	44	34	1, 885	16	6	505	4, 500
合 計	661, 368 (100. 0%)	215, 422 (32, 6%)	90, 999 (13. 8%)	56, 347 (8.5%)	32, 077 (4. 9%)	25, 533 (3. 9%)	19, 308 (2. 9%)	18, 430 (2. 8%)	18, 038 (2. 7%)	12, 194 (1. 8%)	173, 020 (26. 1%)

参	考
任用期間6月末 時間が19時間2	
85, 359	(26. 7%)
234, 341	(73. 3%)
40, 638	(12. 7%)
162, 559	(50. 9%)
28, 436	(8.9%)
2, 708	(0.8%)
319, 700	(100.0%)

[※] 各団体区分のうち、任用人数の多い上位3つの職種に網掛けをしている。

- 2. 会計年度任用職員の任用状況
- (5) パートタイム会計年度任用職員の勤務時間別職員数
 - 〇 パートタイム会計年度任用職員の1週間あたりの勤務時間は、「23時間15分以上31時間00分未満」が 最も多い。

この区分帯は、例えば、週3日勤務(1日7時間45分、週23時間15分)、週4日勤務(1日7時間、週28時間)、週5日勤務(1日6時間、週30時間)のような勤務時間を設定する場合に該当する。

										\ <u>+ \+ \\</u>	
		主な職種									
1週間当たりの勤務時間		一般事務 職員	技能労務 職員	保育所 保育士	教員・講師	教育業務 支援員	看護師	図書館職員	放課後 児童支援員	医療技術員	
19時間25分以上 23時間15分未満	64 , 055 (10. 9%)	13, 488	8, 686 (10. 9%)	5, 737 (13. 9%)	5, 886 (20. 0%)	5, 45 3 (21. 7%)	1, 739 (10. 8%)	1, 895 (11. 0%)	3, 165 (18. 1%)	750 (7.4%)	
23時間15分以上 31時間00分未満	285, 46 8 (48, 4%)	101, 160 (51, 7%)	31, 675 (39, 7%)	14, 102 (34.1%)	11, 054 (37, 4%)	14, 118 (56. 1%)	7, 318 (45, 6%)	7, 891 (45. 9%)	11, 279 (64. 4%)	4, 946 (48. 6%)	
31時間00分以上 37時間30分未満	175, 502 (29. 8%)	63, 093 (32. 3%)	25, 830 (32. 4%)	11, 729 (28. 3%)	9, 694	4, 444 (17. 7%)	5, 074 (31. 6%)	5, 356 (31. 2%)	2, 211 (12. 6%)	3, 187 (31. 3%)	
37時間30分以上	64 , 313 (10. 9%)	17, 8 4 5 (9. 1%)	13, 541 (17. 0%)	9, 831 (23. 7%)	2, 867 (9. 7%)	1, 140 (4. 5%)	1, 917 (12. 0%)	2, 051 (11. 9%)	864 (4. 9%)	1, 294 (12. 7%)	

- 2. 会計年度任用職員の任用状況
- (6) 主な職種における給料(報酬)の状況
- 各団体における主な職種について、会計年度任用職員の1時間当たりの平均給料(報酬)の額を調査。
- 〇 任用団体数が最も多い「事務補助職員」については、1時間当たりの給料(報酬)の額が「1,000円超1,100円以下」の区分 に属する団体が多く、団体ごとに単純平均した平均額は「1,118円」となっている。

(単位:団体)

	任用 団体数	1時間当たりの給料(報酬)の基本額 ^{※1}							
職種		1,000円以下	1,000円超	1,100円超	1, 200円超	1,300円超	1,400円超	1,500円超	平均額※2
			1,100円以下	1,200円以下	1,300円以下	1,400円以下	1,500円以下	1,300円超	
事務補助職員※3	2, 375	243	1, 078	609	270	93	42	40	1, 118円
図書館職員	1, 385	67	456	445	226	100	47	44	1, 163円
保育所保育士	1, 377	7	92	324	478	283	126	67	1, 269円
消費生活相談員	866	9	51	81	139	138	122	326	1,502円

(単位:団体)

職種	J. F.	1時間当たりの給料(報酬)の基本額 ^{※1}							
	任用 団体数	1,000円以下	1,000円超	1,300円超	1,600円超	1,900円超	2, 200円超	2 E00E1±2	平均額※2
			1,300円以下	1,600円以下	1,900円以下	2, 200円以下	2, 500円以下	2,500円超	
教員講師 (義務教育)	1, 207	6	282	386	204	121	80	128	1, 697円

- ※1「1時間当たりの給料(報酬)の額」には、地域手当(それに相当する報酬)を含む。
- ※2 「平均額」は、該当団体数の単純平均値
- ※3 「事務補助職員」は、一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
- ※4 各職種のうち、最も団体数の多い給料(報酬)の額区分に網掛けをしている。

- 3. 臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用状況
- (1) 臨時的任用職員
 - 〇 臨時的任用職員の総数は7.6万人で、そのうち、都道府県が82.8%、指定都市が13.9%となっている。
 - 職種では「教員・講師」が8割以上を占めている。
 - ※ 学校の教員については、児童生徒数が年度開始時点に確定しない場合に対する時限的な教員の確保といった臨時の職などが該当する。

<u>(単位:人、構成比)</u> _

区分	合 計
都道府県	62, 977 (82. 8%)
市区町村等	13, 039 (17. 2%)
指定都市	10, 585 (13. 9%)
市区	2, 023 (2. 7%)
町村	357 (0.5%)
一部事務組合等	74 (0.1%)
슴 計	76, 016 (100.0%)

	参考			
教員・講師※	一般事務職員	技能労務職員	技術職員	任用期間6月未満
54, 746 (86. 9%)	4, 575 (7.3%)	1, 483 (2.4%)	418 (0.7%)	8, 703 (78. 7%)
10, 235 (78. 5%)	1, 335 (10. 2%)	231 (1.8%)	51 (0.4%)	2, 360 (21.3%)
9, 424 (89.0%)	822 (7.8%)	111 (1.0%)	26 (0. 2%)	1, 984 (17. 9%)
734 (36. 3%)	365 (18. 0%)	61 (3.0%)	10 (0.5%)	287 (2.6%)
52 (14. 6%)	107 (30. 0%)	55 (15. 4%)	11 (3. 1%)	74 (0. 7%)
25 (33. 8%)	41 (55. 4%)	4 (5. 4%)	4 (5.4%)	15 (0.1%)
64, 981 (85. 5%)	5, 910 (7.8%)	1, 714 (2.3%)	469 (0.6%)	11, 063 (100.0%)

[※] 県費負担教職員は、任命・給与負担を行う都道府県・指定都市で計上している。

[※] 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。

- 3. 臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用状況
- (2)特別職非常勤職員
 - 特別職非常勤職員の総数は5,040人、そのうち、市区が56.7%、都道府県が20.9%となっている。
 - 〇 職種では、顧問・参与(地方公共団体に対して助言を行う職) や調査員等が約5割を占め、次いで「医師 (学校医や学校歯科医、公立病院又は診療所の嘱託医として診断を行う職)」が多い。
 - ※ 参考のとおり特別職非常勤職員のほとんどが任用期間6か月未満、又は、勤務時間が19時間25分/週 未満の職員となっている。

区分	合 計
都道府県	1, 051 (20. 9%)
市区町村等	3, 989 (79. 1%)
指定都市	63 (1.2%)
市区	2, 860 (56. 7%)
町村	1, 038 (20. 6%)
一部事務組合等	28 (0.6%)
合 計	5, 040 (100.0%)

主な職種							
顧問、参与、 調査員 _等	医師						
673 (64.0%)	296 (28.2%)						
1, 935 (48.5%)	1, 121 (28. 1%)						
31 (49.2%)	27 (42.9%)						
1, 164 (40. 7%)	923 (32.3%)						
731 (70.4%)	164 (15. 8%)						
9 (32.1%)	7 (25.0%)						
2, 608 (51.7%)	1, 417 (28.1%)						

(単位:人、構成比)

参考
任用期間6月未満、又は 勤務時間が19時間25分/週 未満
28, 340 (23. 2%)
93, 594 (76.8%)
28, 457 (23. 3%)
57, 050 (46.8%)
7, 788 (6.4%)
299 (0.3%)
121, 934 (100.0%)

〇 令和5年12月の総務省通知(※1)等における助言に基づく対応の状況を確認するため、令和6年4月1日時点に おける各地方公共団体の施行状況調査を実施

<調査対象部門・職種(※2)>

部門	一般行政部門	教育部門		消防部門	公営企業部門
職種	一般事務職員 / 保育所保育士 / 技能労務職員 / 放課後支援員	教員・講師 / 一般事務職員 / 技能労務職員 / 図書館職員	一般事務職員	一般事務職員	一般事務職員 / 看護師 / 技能労務職員

<調査対象団体数>

区分	都道府県	指定都市	市区	町村	一部事務組合等	合計
団体数	47	20	795	926	1, 148	2, 936

- (※1) 「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」 (令和5年12月27日付総行公第141号・総行給第78号)
- (※2) 前年度と調査対象は同じ。なお、給食調理員は技能労務職員 の内数として再整理。

1-1. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定(1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職)

【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の勤務時間については、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない
- フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重 に判断する必要がある
- 〇 1週間当たりの勤務時間が37時間30分(フルタイムより1日15分短い)以上の職については、任用団体数は1,170団体(50 団体減少)、任用件数は54,616件(3,538件減少)となっており、依然、多くの部門・職種で任用されている状況
- 当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積上げ、シフト・勤務体制、施設や窓口の運営時間等を考慮して設定 したと回答している団体が多い

(1) 団体区分別任用団体・件数

区分	任用 団体数	任用件数	(参考) (前回調査) 任用団体数	(参考) 〈前回調査〉 任用件数
都道府県	13	314	15	503
指定都市	11	1,799	12	1,874
市区	423	36,164	428	37,257
町村	500	13,899	524	15,789
一部事務組合等	223	2,440	241	2,731
合計	1,170	54,616	1,220	58,154

(参考)会計年度任用職員全体における割合の推移

多 57 五百 千久田/市杨久王日 (三年) 6日日 51年5						
	R2	R3	R4	R5	R6	
1日あたり15分短い勤務時間の職への任用件数(A) ※1	66,429	55,662	56,573	58,154	54,61	
会計年度任用職員数(B) ※2·3·4	622,306	622,306	622,306	661,901	661,36	
(A) / (B)	10.7%	8.9%	9.1%	8.8%	8.39	

- ※1:令和2年度調査では「全ての職」を調査対象としたが、令和3年度以降は現在の「調査対象部門・職種(13部門・職種)における全ての職」としている。
- ※2:任用期間が6ヶ月以上かつ1週間当たりの勤務時間が常勤職員の半分(19時間25分)以上の会計年度任用職員をカウント。
- ※3:令和2年度から令和4年度は、直近である令和2年度に実施した「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」における令和2年4月1日時点の職員数を計上。
- 時・非希凱臧貝に関うる調査」における市和2年4月1日時点の臧貝級を訂正。 ※4: 令和5年度から令和6年度は、本調査における該当年度の4月1日時点の職員数を at L

(2) 部門・職種別任用件数

	任用件数	
	一般事務職員	13,922
一般行政	保育所保育士	10,899
部門	技能労務職員	5,795
	放課後支援員	404
	教員·講師	3,213
教育部門	一般事務職員	3,495
	技能労務職員	6,728
	図書館職員	1,972
警察部門	一般事務職員	0
消防部門	一般事務職員	71
	一般事務職員	3,847
公営企業 部門	看護師	1,669
HMI 1	技能労務職員	2,601
É	54,616	

(3) 勤務時間設定の考え方

分類	職数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	5,606	64.7%
② 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	1,010	11.7%
③ 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	1,427	16.5%
④ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、 当該確認等の時間を考慮したもの	180	2.1%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、 通年ではパートタイムとなるもの	274	3.2%
⑥ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	167	1.9%
⑦ その他	0	0.0%
合計	8,664	100.0%

- ※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から 上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。
- ※「職数」は、「任用件数」(合計で54,616件)に対応する職の数。

1-2. 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職における勤務時間の見直しの実施状況

【制度趣旨の助言内容】

- パートタイム会計年度任用職員の勤務時間については、具体的な業務内容や時間外勤務の有無など勤務の実態を把握した上で、必要に応じ、フルタイムでの任用を含め、見直しの検討を行う必要がある
- 〇 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職で、前年度(令和5年度)において、任用期間中の時間外勤務時間の1日当たりの平均が常勤職員との勤務時間との差(15分程度)以上であったが、令和6年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職は581件。
- そのうち、前々年度(令和4年度)も同様の勤務実態であったが、勤務時間の見直しが行われていない職の数は378件。
- 〇 さらに、その前の年度(令和3年度)も同様の勤務実態であったが、勤務時間の見直しが行われていない職の数は332件。
- 令和6年度における職の設定に当たり勤務時間の見直しを行っていない理由としては、前年度において時間外勤務が発生したのは一時的・突発的な業務量の増(※)であったこと等が挙げられていた。
 - (※) 保育時間の延長、急患対応、休日のイベント開催等に関連した業務への従事

<勤務時間の見直しの実施状況>

区分	令和6年4月1日における 1週間当たり37時間30分以 上の職数	うち前年度における任用期間中の時間外勤 務時間の平均が、常勤職員の勤務時間との 差以上であったが、令和6年度に職を設定す るに当たり、勤務時間の見直しが行われてい ない職数	うち前々年度も同様の勤務実態(※)があったが、令和5年度に職を設定するに当たり、勤	うち前々々年度も同様の勤務実態(※)があったが、令和4年度に職を設定するに当たり、		
		るに当だり、勤務時间の見直しか行われてい ない職数	務時間の見直しが行われていない職数	たが、市和4年度に職を設定するに当たり、 勤務時間の見直しが行われていない職数		
都道府県	35	5	4	4		
指定都市	133	14	6	6		
市区	4,111	362	230	207		
町村	3,830	169	114	95		
一部事務組合等	555	31	24	20		
合計	8,664	581	378	332		

11

2. 再度任用における公募の実施状況

【制度趣旨の助言内容】

- 再度の任用を想定する場合の能力実証及び募集については、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応することが必要
- 〇 いずれかの部門・職種において、公募の実施に関する基準がある団体(任期ごとに毎回公募を行っている、または、公募を 行わない回数等の基準を設けた上で公募を実施している部門・職種がある団体)は、2,399団体。

<公募の実施状況(基準の設定状況)>

団体区分	回答 団体数	いずれかの部門・職 公募の実施に関する		いずれの部門・職種 公募の実施に関する	
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%
市区	795	701	88.2%	94	11.8%
町村	926	768	82.9%	158	17.1%
一部事務組合等	1,148	864	75.3%	284	24.7%
合計	2,936	2,399	81.7%	537	18.3%

(参考) 一般行政部門の一般事務職員における実施状況

(単位:団体数)

区分	毎回公募 又は1年-2年	1回又は 2年-3年	2回又は 3年-4年	3回又は 4年-5年	4回又は 5年-6年	5回以上又は 6年以上	公募を行う基準なし	合計
都道府県	1	3	34	4	5	0	0	47
指定都市	0	2	6	2	9	0	1	20
市区	184	68	256	42	133	13	98	794
町村	437	54	171	33	55	7	162	919
一部事務組合等	272	60	145	38	65	8	177	765
合計	894	187	612	119	267	28	438	2,545

※「公募を行う基準なし」には、公募を行わない団体や、 基準を設けず必要に応じ公募を実施する団体を含む。

※例えば「2回又は3年-4年」の場合、再度の任用に際して 公募を行わないのは、再度任用が「2回目まで」、または、 任用期間の上限が「3年以上4年未満」とする基準を設定して いる団体を指す。

3. 適切な給与決定

【制度趣旨の助言内容】

- 給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、 職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべき
- 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当又は勤勉手当の支給について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない
- 〇 全ての部門・職種で常勤職員の給料表を基礎とした給料(報酬)決定を行っている団体は全体の90.9%、職種 独自の事情により、一部の部門・職種で基礎としていない団体が全体の5.2%

(基礎としていない団体の中には、人材確保への支障という観点から従前の報酬水準を維持するため基礎とすることが困難であるという団体もあった)

- 〇 全ての部門・職種で初回任用時の給料(報酬)決定において、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験 等の要素を考慮している団体は全体の77.8%
- 〇 全ての部門・職種で再度任用時に、経験年数等の要素を踏まえた給料(報酬)決定を行っている団体は全体の 89.7%
- 〇 期末手当又は勤勉手当を支給しない団体が一部存在している状況

(1) 常勤職員の給料表を基礎とした給料(報酬)決定

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で基礎 としている団体		一部の部門・職種で基 礎としていない団体		全ての部門・職種で基礎 としていない団体		(参考)<前回調査> 一部の部門・職種で基 礎としていない団体		(参考)<前回調査> 全ての部門・職種で基礎 としていない団体	
都道府県	23	48.9%	24	51.1%	0	0.0%	26	55.3%	0	0.0%
指定都市	17	85.0%	2	10.0%	1	5.0%	3	15.0%	1	5.0%
市区	705	88.7%	56	7.0%	34	4.3%	64	8.1%	33	4.2%
町村	843	91.0%	63	6.8%	20	2.2%	53	5.7%	23	2.5%
一部事務組合等	1,081	94.2%	9	0.8%	58	5.1%	10	0.9%	56	5.0%
合計	2,669	90.9%	154	5.2%	113	3.8%	156	5.4%	113	3.9%

(2) 職務経験等の要素を考慮した給料(報酬)決定(初回任用時)

(単位:団体数)

区分	全ての部門・している		考慮していな 種がある		(参考)<前回調査> 考慮していない部門・職 種がある団体		
都道府県	22	46.8%	25	53.2%	30	63.8%	
指定都市	12	60.0%	8	40.0%	9	45.0%	
市区	492	61.9%	303	38.1%	319	40.1%	
町村	767	82.8%	159	17.2%	176	19.0%	
一部事務組合等	990	86.2%	158	13.8%	174	15.5%	
合計	2,283	77.8%	653	22.2%	708	24.4%	

^{※ 「}初回任用時」とは、会計年度任用の職に初めて任用する場合を指す。

(3) 職務経験等の要素を考慮した給料(報酬)決定(再度任用時)

(単位:団体数)

						(年世.四件数)
区分	全ての部門・		考慮していな 種がある		(参考)<前回調査> 考慮していない部門・職 種がある団体	
都道府県	19	40.4%	28	59.6%	32	68.1%
指定都市	15	75.0%	5	25.0%	6	30.0%
市区	671	84.4%	124	15.6%	133	16.7%
町村	858	92.7%	68	7.3%	70	7.6%
一部事務組合等	1,071	93.3%	77	6.7%	86	7.7%
合計	2,634	89.7%	302	10.3%	327	11.2%

^{※ 「}再度任用時」とは、会計年度任用の職についていた者を、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用する場合を指す。

(4) 期末手当の支給の有無

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で支給する団体		支給しない部門・職種がある 団体		(参考)<前回調査> 支給しない部門・職種が ある団体	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	100.0%	0	0.0%	2	0.3%
町村	915	98.8%	11	1.2%	9	1.0%
一部事務組合等	1,147	99.9%	1	0.1%	1	0.1%
合計	2,924	99.6%	12	0.4%	12	0.4%

(5) 勤勉手当の支給の有無

(単位:団体数)

				(牛匠:四件数/	
区分	全ての部門・崩団		支給しない部門・職種がある 団体		
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	
市区	768	96.6%	27	3.4%	
町村	839	90.6%	87	9.4%	
一部事務組合等	1,060	92.3%	88	7.7%	
合計	2,734	93.1%	202	6.9%	